

内科総理大臣 岸田 文雄 殿  
財務大臣 鈴木 俊一 殿  
厚生労働大臣 武見 敬三 殿

2024年8月9日  
全日本民主医療機関連合会会長 増田 剛

## 訪問介護基本報酬引き下げ分の補填と2025年度介護報酬臨時改定の実施、介護職員の大幅な処遇改善等のための予算措置を求める要望書

貴省の日頃のご尽力に感謝申し上げます。

今年4月に実施された訪問介護の基本報酬の引き下げに対して、不安と怒りの声が広がり続けています。この4月～5月、全日本民医連に加盟している山梨の事業所が地域の訪問介護174事業所を対象に実施したアンケート調査では(回答89事業所)、「報酬改定で経営環境がどう変わるか」という質問に「悪化する」と答えた事業所が52.8%と過半数を占め、「事業継続が難しくなる」と回答した事業所が30.3%、さらに80.5%の事業所が職員体制が「充足していない」と答えるなど、今改定が事業所の経営を圧迫し、職員の確保に影響を及ぼしていることを示す結果となりました。

厚労省の調査でも36.7%の事業所が赤字となっている中で、事業規模や事業形態の違いが考慮されないまま、平均収支差率が高いことを理由にした一律の報酬カットは許容できるものではありません。そもそも基本報酬の減額は、身体介護や生活援助に対する社会的評価の切り下げを意味するものであり、事業者、ヘルパーのモチベーションを減退させ、廃業、離職などのケースも生じています。基本報酬の引き下げ分は加算を算定することでカバーできるとも説明されていますが、小規模事業所にとって加算の算定は容易ではありません。ヘルパーの有効求人倍率は15倍を超えており、ヘルパー不足と高齢化はますます深刻化しています。在宅生活の基本を支える訪問介護の基本報酬引き下げは、政府が掲げる地域包括ケア方針にも逆行するものであり、基本的な生活の確立を前提に医療サービスが成り立ち得るという点からいえば、今後強化が求められる「医療と介護の連携」にも大きな支障をもたらすものと考えます。

介護報酬全体では1.59%のプラス改定となりました。しかし、全産業平均と比較して月額7万円近い給与差を抜本的に解消するにはほど遠く、また事業所の経営難を加速させている物価上昇に見合うものではありません。事業所の抱える現状の困難を打開し、地域の介護需要に応じて継続的、安定的に介護サービスを提供していくためには、次期改定を待つことなく介護報酬全体の底上げを図ることが必要です。

人手不足が深刻化する中、現在就業している職員が長く働き続けられることができ、さらに将来介護の仕事に就くことを志望している若者を後押しするためにも、早急に介護職員の給与を全産業平均水準まで引き上げることが強く求められます。しかし、利用者負担に反映する介護報酬の加算による対応では大幅な給与の引き上げは困難です。介護報酬とは別枠の国費の投入が必要です。

医療機関と同様、多くの介護事業者が有料職業紹介事業者(人材紹介会社)を利用せざるを得ない中、高額な紹介料の支払いが事業所の経営を大きく圧迫しています。紹介料率に上限を設けるなど、有料職業紹介事業者に対する規制の強化が必要と考えます。

以下、要請します。

### 記

- 1 訪問介護の基本報酬引き下げを撤回し、引き下げ分を補填するための予算措置を早急に行うこと
- 2 次期改定を待つことなく、2025年度予算編成において、介護報酬臨時改定を実施するための予算計上を行うこと
- 3 介護職員の給与を全産業平均水準まで引き上げるための予算措置を行うこと
- 4 有料職業紹介事業者に対する社会的規制を強化するとともに、公的な人材紹介事業の拡充を図ること

以上